

5/25

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望への対応について

■令和2年6月25日時点の取りまとめ

※政党要望の[1]①は、1回目1番目の要望を差す

項目	具体的な対応	政党要望
1 対応方針や本部運営に関すること		
区長からのメッセージ発信	・対応 4月28日 HP STAY HOME強化（ゴールデンウィーク）を前にした自粛の協力について ・5月26日 HP 緊急事態宣言解除に伴うメッセージ	・公・都民ファ[4]-① ・都民ファ[5]-①-（1）
対策本部への医師会参加	・各医師会との連携につきましては現在、ご指摘のPCR検査等、保健所を窓口として対応しているところです。対策本部会議につきましては、会議開催が不定期で、かつ3密を避けるために極力出席人数を絞ることもあり参加は求めておりませんが、引き続き、保健所等所管を通じて十分に連携してまいります。	・声・紡・立民[4]-⑧
2 区民等への情報提供		
掲示板の有効活用	・本部会議全庁に向けて、掲示板をコロナ対策の周知方法の一つとして活用を周知しています。	・声・紡・立民[4]-⑥
ホームページや区報の充実、情報発信強化	・広報紙は最新の情報を入れるため印刷前日まで各部や国都の情報を待って制作（しかし国都の情報の更新が多く、限界有り）。5月5日号は3ページを使用し、区の対応など紹介。従来の新聞折込と併用して全戸へポストイング配布。6月5日号はテイクアウト&デリバリーを特集。6月20日号は補正予算内容の特集。また、経済支援・補助金等のサイトをQRコードで紹介。 ・HPはトップ画面をレイアウト変更（メイン画面下に注目情報、新着情報移動など）コロナ対策ページでは目次の設置、更新日準の掲載、定額給付金、テイクアウト&デリバリーの項目で掲載など。メディア活用は九段下仮設診療所PCRセンターの報道陣誘致、SNSでの皇居ランナーへの自粛要請を発信。現在、LINEの開設を準備中。	・声・紡・立民[4]-⑦ ・立憲[4] ・立憲[5]-⑤
防災行政無線での周知改善	・防災行政無線の聞こえ方に関するご要望につきましては、都度、防災無線ダイヤルのご案内などを行っているところですが、より分かりやすいHPでの周知など工夫してまいります。	・声・紡・立民[4]-⑨
マンション共用部の利用に関する注意喚起	・まちみらい千代田において、共用部の感染拡大防止のための啓発用チラシを作成し配布しています。 ・「マンションにおける新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（雛型）」を提供しています。	・公・都民ファ[4]-②-4
3 保健所の対応		
PCR検査の強化 ・仮診療所の変更 ・妊婦、医療施設従事者等への早期検査の実施 ・民間事業者の活用 ・国による財政措置	・PCR検査用の検体（鼻拭い液）採取は医療行為となり、病院（診療所）内で採取する必要があります。安全性を考慮し周囲から一定の距離を得られ、協力医療機関との位置関係から現在の広場内において、医療法に基づく許可を受け、診療所を開設しました。患者に対しては、予約時に感染予防の注意事項を伝え、守っていただいています。仮設診療所での患者の滞在時間においてもおおむね2〜3分程度であり、スムーズな運営に努めています。今後も、検査の方法を含めて状況に応じて修正改善を行ってまいります。 ・妊産婦を含め、区民に対しては、医師が感染疑いがあると判断した場合は、区PCR検査センターおよび従来の流れも含めPCR検査を受けられることになっています。また、医療施設・福祉施設・学童等の従事者については、日頃より感染対策情報を提供し、予防に努めてもらうとともに、今後、PCR検査の実施を検討します。 ・国による支援については可能な限り活用します。 ・6月24日より、今後の猛暑、台風等の対策のためエアータントから強固なトレーラーハウスへ施設を変更しました。また、唾液による検体採取も開始しました。	・声・紡・立民[4]-⑧ ・公・都民ファ[4]-②-3 ・立憲[4] ・自民[5]-① ・共産[5]-①②
PCR検査やその後の対応に関する情報提供	・PCR検査結果の後の流れについても、HP等で周知できるようにします。	・公・都民ファ[4]-②-4
保健所への支援強化 （クラスター発生防止対策、人的支援）	・帰国時の健康観察については国のアプリを使用しながら実施しています。また、自宅療養の患者が発生した場合は、毎日、保健師またはかかりつけ医より連絡を入れ健康観察を行う体制が整っています。 ・人員については、庁内からの応援のほか、コールセンターの業務委託や消防OBの雇用により、マンパワーを確保しています。	・立憲[4]
軽症者や家族罹患者等受入れ用宿泊施設の借上げ	・現在、軽症者は原則、都で借上げた宿泊施設へ行くこととなっています。宿泊施設数については、現状の患者数に十分対応できる数を確保しています。 ・陽性者の同居のこどもや高齢者・障害者等への対応については、今後、東京都と連携したサポート体制の構築に向けて検討しています。	・声・紡・立民[5]-④⑦ ・立憲[5]-⑦
在宅軽症者への支援強化	・軽症者は原則、入院または宿泊施設での療養となっています。また、現在、自宅療養の方からは支援の要望がないが、毎日、保健師またはかかりつけ医より連絡を入れ健康観察を行っている中で、今後必要に応じて対応していきます。	・自民[5]-② ・声・紡・立民[5]-⑧
4 医療機関との連携等		
発熱外来の設置	・従来の発熱外来指定医療機関に加え、PCR検査の保険適用医療機関の拡充を進めています。	・立憲[4]
医療従事者支援の充実	・医師会・歯科医師会や診療所等に情報提供を行うとともに、マスクなどの消耗品の提供などの支援を行っています。今後も状況に応じた支援も検討していきます。 ・区内7つの災害拠点病院等や医師会・歯科医師会・薬剤師会に加入する区内の医療機関に対し、医療提供体制を整備、維持するための経費を助成する準備を進めています。	・声・紡・立民[5]-③ ・立憲[5]-⑧

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望への対応について

令和2年6月25日時点の取りまとめ

※政党要望の[1]①は、1回目1番目の要望を差す

項目	具体的な対応	政党要望
5 子どもへの対応		
児童虐待、DV対策	<p>(児童虐待)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待のリスクが見込まれるようなケースについては、電話やメールにより定期的にフォローしています。今後は、来所相談が難しい相談者が増えることを見据えて、オンライン環境の整備を図ることにより、リモート相談が開始できるよう準備していきます。 <p>(DV対策)</p> <p>相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> MIW相談は、休止することなく継続実施しています。 感染防止のため電話での対応を実施(希望者は面接対応)しています。 <p>周知関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 区HPのコロナ対応トップページに「DVなどに関する相談窓口」(MIW相談室)を掲載しています。 DV相談+ (プラス)・MIW相談室の周知ポスター・チラシを掲示・配布(広報板等)しています。 区HP上にDV相談+ (プラス)の周知ページを作成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 声・紡・立民[4]-① 公・都民ファ[4]-⑤-1) 立憲[4]
在宅で過ごす子どもたちへの支援 ・学習、食事など	<ul style="list-style-type: none"> 現在、各学校において、学校ホームページ等を通じて、児童・生徒が一日の学習を計画的に行えるよう、学習計画表を提示しています。また、定期的に児童・生徒の家庭へ電話等による連絡を行い、健康状況や家庭での様子等について聞くことで、学校とのつながりを意識できるよう対応を進めています。 在宅学習支援として、双方向型の学習ができるよう、学習課題管理及びミーティングシステムが機能するソフトウェアのアカウントを発行し、オンライン学習の充実に向けて整備を進めております。5月下旬より接続テストを経て運用を開始いたします。これに伴い、ネットワーク環境支援として、自宅のWiFi環境支援のためのルーター及び端末の貸与を進めております。九段中等教育学校においては、先行的に3月上旬から自宅学習課題一覧をホームページに掲載し、4月からオンライン学習を開始しています。 6月24日現在では、学校は通常授業を再開しております。感染症への不安などから学校に登校できていない児童・生徒には、定期的に電話などで連絡をするとともに、学校で学習した内容について伝えたり、ミーティングシステムを通じて課題をだしたりすることで、学びを継続する取組をしています。 	<ul style="list-style-type: none"> 声・紡・立民[4]-④⑤ 公・都民ファ[4]-④ 共産[4]-⑥ 立憲[4] 公[5]-②-4) 声・紡・立民[5]-② 都民ファ[5]-②③④⑤ 立憲[5]-②
学校等の再開基準の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の解除をもって、学校等を再開する予定であります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自民[5]-③
子育て世帯やひとり親世帯への給付金支給	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯臨時特別給付金として、児童手当給付対象児童(特例給付を除く)一人当たり1万円を給付します。5月末に案内文書は郵送しており、6月30日に給付予定です。 ひとり親家庭支援事業として、児童扶養手当受給者を対象に食料品等を中心とした生活必需品を提供します。 ひとり親世帯臨時特別給付金として、児童扶養手当の受給一世帯当たり5万円(二人目以降さらに3万円)を給付します。詳細な事業内容について東京都を通じた情報収集に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 共産[5]-⑤⑥
保育園の入園基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症への対策により経済活動が停滞している現状に鑑みて、当面の間は当該規定の適用を見合わせます。 	<ul style="list-style-type: none"> 共産[5]-⑦
学校長からのメッセージ発信	<ul style="list-style-type: none"> 各学校ホームページにおいて学校長をはじめ、教職員の児童・生徒及び保護者に向けたメッセージを発信しております。児童・生徒、保護者に安心感をもっていただき、学校とのつながりを実感できるような配信ができるよう努めてまいります。 	<ul style="list-style-type: none"> 都民ファ[5]-①-(2)
学校と家庭との円滑な連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 現在、各学校では定期的に児童・生徒の健康状況の把握や家庭での様子を伺うため、電話等による連絡を取っています。今回のオンライン学習システムの構築により、より学校と家庭のつながりを強化できるよう対応を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 都民ファ[5]-②-(1)
6 高齢者、障害者への対応		
高齢者への支援 ・買い物弱者への支援 ・入浴支援	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大により買い物等の支援を必要とする区民を対象に支援活動を行う団体を対象に社会福祉協議会が助成金を支給する制度を実施しています。(6月15日時点で6団体に助成済み) 一人住まいの高齢者に対する安否確認については、在宅支援課が中心となって、高齢者あんしんセンター、社会福祉協議会(高齢者活動センター)が連携して取り組んでいます。 高齢者活動センターの入浴施設については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、段階的に再開しています。(6月10日から利用人数・利用時間を制限して再開) 	<ul style="list-style-type: none"> 声・紡・立民[4]-③ 共産[4]-④
介護サービス事業所等への支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染防止に努め、高齢者に必要不可欠な介護サービスを継続している事業所に対し、安定的・継続的な事業を継続するために感染予防に要する費用、家賃などの経費について支援を行います(第2回定例会補正予算)。 	<ul style="list-style-type: none"> 共産[4]-⑤ 立憲[5]-①
7 生活困窮者等への対応		
相談体制の充実化	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者への情報・サービスの拠点として、住居確保、就労支援、家計再建支援など、本人の状況に応じた様々な支援を行っています。結果、保護が必要で、申請を望まれる方については、生活保護相談に円滑に案内していくなど、相談体制の充実化を図ります。 保護申請に伴う添付書類等の等の手続きの簡素化については、福祉事務所長会等の場で、東京都を通じて要望していきます。また、保護申請時の訪問調査については、感染症拡大の恐れがある場合は、訪問を後日に行うなど、柔軟な対応を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 立憲[5]-⑥
ネットカフェ利用者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 区内のネットカフェ利用者に対しては、HPを通じて区の相談窓口をお知らせし、相談後に都の借り上げた施設の宿泊手続きと今後の生活について相談などを実施しております。都の借り上げ施設の滞在期間が終了したもののへの支援についても引き続き、個別相談を行い、利用者に沿った支援策を提案していきます。3密の解消については、引き続き、施設管理者等に要望していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 共産[4]-③
家賃補助制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> 現在区では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い休業や失業等により収入が減少し、生活費等の一時的な資金が必要な方に対して、応急資金貸付の対象を拡大しています。 住居確保給付金の収入要件の緩和と支給額の増額については、国等に働きかけていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 公・都民ファ[4]-③-2) 公[5]-②-3)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望への対応について

■令和2年6月25日時点の取りまとめ

※政党要望の[1]④は、1回目1番目の要望を差す

項目	具体的な対応	政党要望
8 区民全般に関わる対応		
特別定額給付金関係 ・配付方法の追加 ・手続きの簡略化 ・専用窓口の設置 ・高齢者や障害者、DV被害者等への対応 ・生活困窮者への優先支給	<ul style="list-style-type: none"> 特別定額給付金の支給方法については、国の通知に基づき、手続きの簡素化・迅速化のため世帯主に支給することとしています。 申請については、郵送申請書類の簡素化を図るとともにオンライン申請を5/12より受付を開始しました。 5/11より区の特別定額給付金専用のコールセンターを開設しました。 高齢者や視覚障害者の申請手続きに際しては、本区の地域包括ケアの仕組みと連携し、きめ細やかな対応を図ります。DV被害者についても、被害者本人に対して給付されるよう自治体の相談窓口と情報連携を図っています。 <u>生活困窮者を含め、4/27現在で区内に住所を有する世帯主全員に対して、5/25に申請書を郵送し、順次、支給手続きを進めています。</u> 区HPのコロナ対応トップページにDV被害者等への特別定額給付金給付対応について掲載しています。 DV被害者のさまざまな事情・状況を考慮し支給方法について柔軟に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> 公・都民ファ[4]-⑥-2 自民[5]-⑥ 共産[5]-⑨ 公明[5]-① 立憲[5]-③
コロナに関連する悪徳商法や詐欺への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> コロナに関する悪徳商法や詐欺に関しては、すでに区HPで注意喚起を行っており、今後さらにポスターやチラシを窓口を設置する準備を進めています。区の消費生活センターと情報共有を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 公・都民ファ[4]-⑤-3
区民税の徴収猶予制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の徴収猶予については、国会で審議中であった地方税法の一部を改正する法律が4月30日に公布・施行されたことにより、電話や窓口等での相談や申請受付等の業務を実施しています。 新型コロナウイルス感染防止の観点から、区のホームページに申請様式等を掲載し、郵送での申請も受け付けています。 徴収猶予制度のチラシを普通徴収の住民税納税通知書に同封するほか、窓口にも配置しています。 <u>徴収猶予制度について広報6月5日号で周知しました。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 立憲[4]
オンラインや郵送申請手続きの簡素化	<p>【子ども部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯臨時特別給付金の給付においては、給付金案内文を送付して辞退申し出がない限り給付することとし、手続きの簡素化を図っています。 <p>【地域振興部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>特別定額給付金申請については、郵送申請書類の簡素化を図るとともにオンライン申請を5/12より受付を開始し、順次、支給手続きを進めています。</u> <p>【環境まちづくり部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 境界確定や特殊車両走行許可等の各種申請について、新型コロナ対策として、郵送申請も認めている。 建築基準法上の道路種別図を千代田区ホームページで公開し、窓口閲覧のみの状況を解消しています。 郵送申請等の手続きについては、特定建築物等の定期報告や建築物省エネ法に関わる届出について対応しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 立憲[4]
労働相談の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークと引き続き連携していきます。 <u>6月から社会保険労務士による社会保険・労務相談を再開します。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 立憲[4]
図書館の貸出サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> 5月21日（木）～：予約取り置き資料の貸出を開始 6月1日（月）～：貸出・返却・予約サービスを再開 6月16日（火）～：閲覧席及び貸室等の利用を再開 	<ul style="list-style-type: none"> 共産[5]-⑥ 公明[5]-③-2
窓口の充実 ・休日の行政窓口の開設 ・コロナ相談ダイヤルの開設	<ul style="list-style-type: none"> 従来のコールセンターに加え、総合窓口課区民相談室内に、コロナ総合案内を開設し、融資、感染症、特別定額給付金を除く全般的な問い合わせに対応します。 <u>コロナ相談ダイヤル：5月21日(木)～7月31日(金) 9:00～17:00(土日祝日除く)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 声・紡・立民[5]-⑤⑥
国保料の減免措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等にかかる国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援について」に基づき、<u>保険料の減免を2月に期して行うための改正条例を6月17日付で公布を行いました。</u> 減免の実施については概要を5月11日付で区ホームページに掲載しましたが、詳細については令和2年度保険料決定通知にお知らせを同封し周知しており、併せて区ホームページに詳細な内容を掲載しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 都民ファ[5]-③
9 中小企業への対応		
国及び都の緊急対策支援策の情報発信や相談対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> 区のホームページで、国と東京都の支援施策をまとめた一覧の掲載と注目の施策を新着情報にて発信しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 自民[4]-① 自民[5]-⑤
緊急経営支援特別資金の申請負担軽減等	<ul style="list-style-type: none"> 融資申し込みに必要なセーフティネット認定申請に必要な書類の簡略化と郵送による受付を展開しています。 ホームページを利用者視点で改善し、不明点の削減を図っています。 <u>融資に必要な証明書の発行手数料を免除しています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 自民[4]-⑥ 共産[4]-② 共産[5]-③ 公明[5]-③-1
事業者への区独自の支援策（家賃助成、給付金）	<ul style="list-style-type: none"> 国や東京都の支援施策を注視して、区民に発信していきます。 6月22日より、<u>雇用調整助成金や就業規則など雇用継続支援のための社会保険労務士による相談窓口設置し、中小企業診断士による体制と合わせ、ワンストップ支援体制に拡充をいたしました。</u> <u>料飲組合や商店街連合会の加盟店舗など、各種団体に対し、運営費等の補助について検討しています。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 共産[4]-① 公・都民ファ[4]-③-1 公明[5]-②-1 2) 共産[5]-③④
融資制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> 5月に東京都の融資制度（3年無利息、5年返済据え置き等）が有利な条件で開始されました。 企業からの相談や受付時のヒアリングを丁寧に行い、企業にとって有利な制度の提案を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 公・都民ファ[4]-③-4 公明[5]-③-1

新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望への対応について

■令和2年6月25日時点の取りまとめ

※政党要望の[1]①は、1回目1番目の要望を差す

項目	具体的な対応	政党要望
10 区内の店舗や飲食店への支援		
国や都の制度利用の際の支援、テイクアウトやデリバリーの情報発信等	<ul style="list-style-type: none"> 4月下旬より、区内で社会貢献活動の一環とした団体が情報発信するサイトを区ホームページで案内しています。 町会の掲示板にてポスターで案内をしています。 TOKYO MXテレビ番組5/23、広報千代田6月5日号一面にて案内しました。 記載店舗情報を一覧にして、出張所で配布しています。 5月下旬より、飲食店を対象に専門家を派遣する「訪問サポート事業」を開始しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 自民[4]-②③④ 公・都民ファ[4]-③-3 自民[5]-④ 都民ファ[5]-④-(1)
店舗等への飛沫感染防止等の周知	<ul style="list-style-type: none"> 感染症予防の一環として店舗等に対しても普及啓発を行っていきます（指導に関しては、権限がないため行えない）。 	<ul style="list-style-type: none"> 公・都民ファ[4]-②-2
家賃助成や支援金等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 国や東京都の支援施策を注視して、区民に発信していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 公・都民ファ[4]-③-2
11 その他		
出張所等へのマスクポスト設置	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症による現在の状況において、物品の提供等お申し出をいただいた際には、出張所までお越しいただくことやお持ちいただく物品の状況に応じ、その都度、総合的に判断しながら適切に対応していきます。 出張所では、国や都、区の支援策等の情報共有を図るとともに、日常の窓口業務および電話でのお問い合わせやご相談に対する丁寧な案内を心がけており、今後も引き続き適切な対応・情報提供等に努めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 声・紡・立民[4]-②
公共工事の対応	<ul style="list-style-type: none"> 区民サービスの維持・向上に必要な公共工事は、感染防止などの安全対策に十分配慮しながら施工していますが、感染予防の観点から工事の一時中断が必要と判断した場合は、施工者と協議のうえ工事計画を見直します。また、施工にあたっては、現場の状況などを勘案しつつ、アルコール消毒、マスクの着用、手洗い・うがいの励行、毎朝の検温を施工者に徹底しています。 現状では、都及び保健所から示されている一般向けの新型コロナ対策に関する情報を窓口掲示により周知していますが、国、都などの関係機関から建築工事における新型コロナ対策に関する情報が示された際には窓口等で周知します。 	<ul style="list-style-type: none"> 声・紡・立民[4]-⑩
民間工事事業者への工事対応の要請	<ul style="list-style-type: none"> 新築工事に関して近隣住民からの意見・相談があった場合には、近隣住民の意向を踏まえて建築主に対して指導を行っています。 解体工事に伴う騒音、粉じん等の苦情、相談があった場合には、事実確認のうえ必要な指導を行っています。 現状では、都及び保健所から示されている一般向けの新型コロナ対策に関する情報を窓口掲示により周知していますが、国、都などの関係機関から建築工事における新型コロナ対策に関する情報が示された際には窓口等で周知します。 建設現場においては、消毒液の使用やうがい、手洗による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、「三つの密」の回避に向けて取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う工事等の対応として、受注者からの申出による工期の見直しやこれに伴う請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うことについての国や都からの通知に基づき、適切に対応していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 声・紡・立民[4]-⑪
まちの警戒態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> 区内全域を3台の青色回転灯パトロールカーによる24時間の巡回パトロールを行っています。巡回パトロールは、警察署と情報交換を密に、地域の声を踏まえ行っていますが、特に事件等の発生頻度が高い夜間帯の巡回を強化し、継続して行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 自民[5]-⑦
宣言後のまちの活性化策	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言解除後であっても、今までどおりの大規模イベントを展開することは公衆衛生上厳しいことが想定されます。しかしながら、区内中小企業・商店街の経営を早期に支援することは極めて重要と認識しています。関係団体とも連携しながら有効な支援策を展開できるよう調整を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 都民ファ[5]-④-(2)
ふるさと納税制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税制度は自治体の行政サービスを受けていながら、負担すべき税の一部を納めておらず、不公平が生じています。これは、目的を定めたクラウドファンディングであっても同様で、ふるさと納税のしくみそのものに問題があると考えています。 	<ul style="list-style-type: none"> 立憲[5]-④
12 職員関係、仕事の進め方、区役所内の環境整備		
区役所内の環境整備や安全対策（ビニールカーテン、記載台での社会的距離の呼びかけ等）	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、出張所等を含む区役所の各窓口で、職員のマスク着用をはじめ、記載台等へのアルコール消毒液設置やビニールカーテンやアクリル板等を設置をしています。 緊急事態宣言が発出された4月7日以降、順次、飛沫対策として窓口カウンターにアクリル製の飛沫防止用パーティションを設置し、ソーシャルディスタンス確保の対策としては、待合ベンチに間隔を開けてご着席いただくための措置を講じたほか、床への表示等の対応を行いました。また、区民館・区民会館・集会所の段階的な貸し出し再開にあたり、共用部分の清掃時消毒実施をはじめ、非接触型体温計や各室への物品用消毒用品の設置等も行い、感染拡大防止に努めています。 区役所1階風除室に消毒液を配置しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 公・都民ファ[4]-②-1 声・紡・立民[5]-①
13 国や東京都、他区との連携		
国や都への要望 ・賃料支援、テナントと中小ビルのオーナー支援	<ul style="list-style-type: none"> 5月21日に特別区長会から東京都へ、新型コロナウイルス対策についての要望書を提出しました。その中で、ロードマップの緩和のステップに関し、施設やイベントといった区分ごとに具体的に示すよう要請しました。また、国に改めて、交付金の拡充を求める考えを示しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 声・紡・立民[4]-国や都への要請事項 都民ファ[5]-⑤